

岩見沢市民会館運営委員会委員公募実施要領

1 趣旨について

岩見沢市民会館運営委員会は、会館運営の基本方針や、適正合理化等に関することについて協議するため、岩見沢市民会館条例の規定に基づき、設置されている。

委員の定数は14人以内で、市民の中から教育委員会が委嘱する。

現委員が令和7年10月19日をもって2年間の任期が満了となることに伴って、委員の一部を市民から公募し、市民各層の意見をより広く反映できる委員構成とし、市民会館の一層の充実を図ることを目的とする。

2 公募について

(1) 公募する委員数

2名とする。応募者数がそれに達しなくても再募集はしない。

(2) 募集・応募方法等

- ・広報いわみざわ8月号及び市ホームページに掲載する。
- ・所定の応募用紙を、「岩見沢市教育委員会教育部生涯教育課文化・スポーツ振興係」に持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で応募する。FAX、電子メールでの応募の場合は、応募者に受付確認のFAXまたは電子メールを返信する。
- ・応募用紙は、岩見沢市教育委員会、岩見沢市役所、北村・栗沢両支所、市民会館で配布するほか、市のホームページからのダウンロードも可能とする。
- ・応募用紙に、必要事項を記入し、応募動機や市民会館の運営やサービスに関する意見を800字程度にまとめて記載する。
- ・受付期間は、令和7年8月12日（火）から26日（火）までの15日間とし、最終日の17時30分までに届いたものを有効とする。

(3) 応募資格

- ・令和7年10月1日現在、岩見沢市に住所を有し、今後2年間は転出する予定のない、満18歳以上の方。
- ・市民会館の運営及びサービスについて関心のある方。
- ・岩見沢市の議会議員または職員でない方。
- ・市民会館の指定管理者の役員及び職員でない方。
- ・年間に1回から2回、平日の日中に開催される会議に参加できる方。

(4) 委員の任期

令和7年10月20日から令和9年10月19日までの2年間とする。

3 選考方法

応募書類をもとに、選考委員会（教育長、教育部長、生涯教育課長、同主幹）において書類選考のうえ、教育委員会で決定する。その結果は応募者全員に文書で通知する。

4 その他

当委員会の出席にあたっては、市の条例に基づく報酬及び費用弁償を、会議後に支給する。